

(別表第1)

## 評価者及び調整者の指定

(1) 標準的な指定の場合

被 評 価 者		評 価 者	調 整 者		
本 庁	次（局・室）長及びこれに準ずる者	部 長	—		
	課 長 及 び こ れ に 準 ず る 者	次（局・室）長	部 長		
	副課長、班長、主幹及びこれに準ずる者	課 長	次（局・室）長		
	そ の 他 の 職 員	班 主 長 幹	課 長		
県 民 局 県民センター	副局長、室長・所長(9級)及びこれに準ずる者	局 セ ン タ ー 長	—		
	室長、参事、所長及びこれに準ずる者	副局長、副センター長 又はこれに準ずる者	局 セ ン タ ー 長		
	副所長、所長補佐、課長、専門員及びこれに準ずる者	室長、所長又はこれに準ずる者	室長、所長又はこれに準ずる者		
	そ の 他 の 職 員	所長補佐、課長又は これに準ずる者	室長、所長又は これに準ずる者		
そ の 他 の 地 方 機 関	地 方 機 関 の 長 ( 9 級 )	本庁の主管次(局・室)長	本庁の主管部長		
	地 方 機 関 の 長 ( 8 級 )	本庁の主管課長	本庁の主管次(局・室)長		
	局 部 を 置 く 機 関	局 部 を 置 く 機 関 の 長 ( 1 0 級 )	本庁の主管部長	—	
		局 部 長 及 び こ れ に 準 ず る 者	地 方 機 関 の 長	本庁の主管次(局・室)長	
		次長、所長補佐、課長 及 び こ れ に 準 ず る 者	局 部 長 又 は こ れ に 準 ず る 者	地 方 機 関 の 長	
		そ の 他 の 職 員	所長補佐、課長又は こ れ に 準 ず る 者	局 部 長 又 は こ れ に 準 ず る 者	
	局 部 は 置 か な い が 課 を 置 く 機 関	副所長、次長、所長補佐、課長 及 び こ れ に 準 ず る 者	地 方 機 関 の 長	本庁の主管課長	
		そ の 他 の 職 員	所長補佐、課長又は こ れ に 準 ず る 者	地 方 機 関 の 長	
	局、 部、課 を 置 か な い 機 関	副所長、次 長、所長補 佐等を置 く機関	副所長、次長、所長補佐 及 び こ れ に 準 ず る 者	地 方 機 関 の 長	本庁の主管課長
			そ の 他 の 職 員	副所長、次長、所長補佐 及 び こ れ に 準 ず る 者	地 方 機 関 の 長
副所長、次 長、所長補 佐を置か ない機関		そ の 他 の 職 員	地 方 機 関 の 長	本庁の主管課長	

## (2) 特に指定する場合

被 評 価 者	評 価 者	調 整 者
公館長	総務部長	—
東京事務所次長	東京事務所長	—
兵庫県民総合相談センター所長	総務部長	—
自治研修所次長	自治研修所長	—
兵庫陶芸美術館副館長	県民生活部長	—
副防災監	防 災 監	—
広域防災センター総務部長	広域防災センター長	防 災 監
県立健康科学研究所副研究所長	県立健康科学研究所長	保健医療部長
県立ものづくり大学校企画部長	県立ものづくり大学校長	産業労働部長
県立農林水産技術総合センター次長	県立農林水産技術総合センター所長	農林水産部長
県立淡路景観園芸学校副校長	県立淡路景観園芸学校校長	まちづくり部長
県立淡路景観園芸学校総務部長	県立淡路景観園芸学校副校長	県立淡路景観園芸学校校長
出納局長	会計管理者	—
出納局内課長、工事検査室長	出納局長	会計管理者
出納局工事検査室工事検査官	工事検査室長	出納局長
労働委員会事務局内課長	労働委員会事務局長	—

注：この表によりがたい機関については、別に定めるところによる。